

第四十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 四 号

昭和三十一年十二月二日(水曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

地方公営企業に関する調査小委員

大西 正男君 武市 恭信君
登坂重次郎君 藤田 義光君
森下 元晴君 和爾俊二郎君
佐野 憲治君 重盛 寿治君
華山 親義君 門司 亮君
地方公営企業に関する調査小委員長

風俗営業等に関する調査小委員

大石 八治君 大西 正男君
奥野 誠亮君 亀山 孝一君
久保田円次君 田川 誠一君
秋山 徳雄君 千葉 七郎君
安井 吉典君 栗山 礼行君
風俗営業等に関する調査小委員長

昭和三十一年十二月二日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君
理事 龜山 孝一君 理事 田川 誠一君
理事 渡海元三郎君 理事 藤田 義光君
理事 川村 経義君 理事 佐野 憲治君
理事 安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君
奥野 誠亮君 久保田円次君
武市 恭信君 村山 達雄君
山崎 巖君 和爾俊二郎君
秋山 徳雄君 阪上安太郎君
千葉 七郎君 華山 親義君
細谷 治嘉君 栗山 礼行君

出席國務大臣

自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

自治事務官 松島 五郎君
(大臣官房長)
自治事務官 柴田 護君
(財政局長)
委員外の出席者
議員 川村 経義君
専門員 越村安太郎君

十一月二十八日

委員森下元晴君辞任につき、その補欠として稲葉修君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員稲葉修君辞任につき、その補欠として森下元晴君が議長の名で委員に選任された。

十二月二日
委員細谷治嘉君辞任につき、その補欠として和田博雄君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員和田博雄君辞任につき、その補欠として細谷治嘉君が議長の名で委員に選任された。

十二月一日

昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)

十一月二十六日

人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五一五号)
県営大規模は場整備事業の補助率引き上げに関する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五八八号)
自動車取得税の創設等反対に関する請願(永山忠則君紹介)(第八一五号)
公衆浴場に対する地方税免除に関する請願(増田甲子七君紹介)(第一二五五号)

地方財政の窮乏打開に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一三二七号)

同(小川平二君紹介)(第一三八八号)

同(吉川久衛君紹介)(第一三九九号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一四〇〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一四〇一号)

同(下平正一君紹介)(第一四二二号)

同(中澤茂一君紹介)(第一四四三号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四四四号)

同(増田甲子七君紹介)(第一四四五号)

同(松平忠久君紹介)(第一四四六号)

地方交付税の算定における発電水利使用料算入の撤廃に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一四四七号)

同(小川平二君紹介)(第一四四八号)

同(吉川久衛君紹介)(第一四四九号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一四五〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一五五一号)

同(下平正一君紹介)(第一五五二号)

同(中澤茂一君紹介)(第一五五三号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五五四号)

同(増田甲子七君紹介)(第一五五五号)

同(松平忠久君紹介)(第一五五六号)

農林業に基盤を持つ町村の財政確立に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一五五七号)

同(小川平二君紹介)(第一五五八号)

同(吉川久衛君紹介)(第一五五九号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一五六〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一五六一号)

同(下平正一君紹介)(第一五六二号)

同(中澤茂一君紹介)(第一五六三号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五六四号)

同(増田甲子七君紹介)(第一五六五号)

同(松平忠久君紹介)(第一五六六号)

地方財政計画の早期策定に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一五六七号)

太郎君紹介(第一五六七号)

同(小川平二君紹介)(第一五六八号)

同(吉川久衛君紹介)(第一五六九号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一六七〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一七一七号)

同(下平正一君紹介)(第一七二二号)

同(中澤茂一君紹介)(第一七二三号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一七四四号)

同(増田甲子七君紹介)(第一七四五号)

同(松平忠久君紹介)(第一七五六号)

質屋営業の譲渡に関する請願(中川一郎君紹介)(第一七五九号)

同(第二七九号)

質屋営業法の一部改正に関する請願(中川一郎君紹介)(第二八〇号)

同(第二八〇号)

高等学校生徒急増対策に基づく体育館建設費の財源措置に関する請願(伊東正義君紹介)(第二九八号)

同(第二九八号)

は本委員会に付託された。

十一月二十六日

消防団員並びに殉職者遺族の処遇改善に関する陳情書(岐阜市司町一番地中部七消防防ブロック会議長 岐阜県消防協会長 中原来治)(第三三三号)

消防施設整備費国庫補助に関する陳情書(仙台市外記丁六丁目一番地宮城消防協会長村上勝衛)(第三三四号)

国定資産の再評価に関する陳情書(新潟県中頸城郡清里村議会議員長笠尾晃文)(第三五五号)

地方税減税に伴う減収補てんに関する陳情書(徳島県議会議員長唐渡昌三)(第三六六号)

地方交付税の繰入率及び配分方法の改定等に関する陳情書(鹿児島市山下町三十一番地の二鹿児島県市議会議員会長長浜平男吉)(第三七七号)
県議会議員の公務災害補償に関する陳情書(関

東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長大久保重直外九名(第三九号)
飼い犬の取り締り等に関する陳情書(東京都世田谷区世田谷四丁目五百六十八番地平野義一)(第二二二号)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長大久保重直外九名)(第二二九号)

激甚災害による地方公営企業施設復旧のための関係法令改正に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長大久保重直外九名)(第二三〇号)

防災対策の強化に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会代表福井県議会議長山本宇平外七名)(第二四一号)

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、第四十六回国会衆法第四三三号)

○森田委員長 これより会議を開きます。

小委員会設置の件についておはかりいたします。

地方公営企業に関する調査のため、小委員十名からなる地方公営企業に関する調査小委員会を、前国会と同様、今国会においても設置することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。それでは小委員に

大西 正男君 武市 恭信君
登坂重次郎君 藤田 義光君
森下 元晴君 和爾俊二郎君
佐野 憲治君 重盛 寿治君
華山 親義君 門司 亮君

を指名いたします。小委員長には藤田義光君を指名いたします。

次に、風俗に関する法制の整備及び運用の適正を期するため、小委員十名からなる風俗営業等に関する調査小委員会を、前国会と同様、今国会においても設置することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。それでは小委員に

大石 八治君 大西 正男君
奥野 誠亮君 亀山 孝一君
久保田円次君 田川 誠一君
秋山 徳雄君 千葉 七郎君
安井 吉典君 栗山 礼行君

を指名いたします。小委員長には亀山孝一君を指名いたします。

なお、この際おはかりいたします。ただいま設置いたしました両小委員会の小委員から辞任の申し出のありました場合の辞任の許可、並びに小委員に欠員が生じた場合の補欠選任につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森田委員長 昨一日付託になりました内閣提出にかかる昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。吉武自治大臣。

昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

する法律

(昭和三十九年度分の地方交付税の特例)
第一条 昭和三十九年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により算定した額に百五十億円を加算した額とする。

2 昭和三十九年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六條第二項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額に百五十億円を加算した額とし、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和三十九年度分に限り、法別表に定める單位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	單位費用
一 警察費	一 警察費	警察職員数	一人につき 八一〇、〇〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 三二九〇
	1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一八六〇〇
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 四七一〇〇
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき 一一、二〇〇〇
2 橋りょう費	4 港灣費	港灣(漁港を含む。)の延長	一メートルにつき 二、二六〇〇〇
	5 港灣費	港灣(漁港を含む。)の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇〇
	6 港灣費	港灣(漁港を含む。)の延長	一メートルにつき 二、二九〇〇
	7 港灣費	港灣(漁港を含む。)の延長	一平方キロメートルにつき 一、四五九、〇〇〇
	8 港灣費	港灣(漁港を含む。)の延長	一メートルにつき 三五六〇〇
3 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき 三五四、六〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき 八七、〇〇〇
	3 中学校費	教職員数	一人につき 三四三、三〇〇
	4 中学校費	教職員数	一人につき 八七、〇〇〇
	5 中学校費	教職員数	一校につき 八七、〇〇〇

[illegible]

(昭和四十年年度分から昭和四十四年度分までの
地方交付税の総額の特例)

第二条 昭和四十年年度から昭和四十四年度までの
各年度に限り、当該各年度分として交付すべき
地方交付税の総額は、法第六條第二項の規定に
より算定した額から、当該各年度の前年度にお
ける借入金(交付税及び譲与税配付金特別
会計法(昭和二十九法律第三号)附則第十四
項又は第十五項の規定による借入金の予算で定
める額をいう。以下同じ。)に相当する額から当
該各年度における借入金の額に相当する額を控
除した額を減額した額とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前すでに地方団体に交付され
た昭和三十九年度分の地方交付税のうち普通交
付税の額は、昭和三十九年度分の地方交付税の
うち普通交付税のうち普通交付税の額の概算交
付額とみなす。

理由

地方公務員の給与改定等に要する経費の財源を
地方団体に附与するため、昭和三十九年度に限
り、地方交付税の総額に百五十億円を加算する
とともに、普通交付税の総額、普通交付税の額
の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、
昭和四十年年度から昭和四十四年度までの各年度に
おける地方交付税の総額の特例を設ける必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

○吉武国務大臣 ただいま議題となりました昭和
三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律
案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回政府においては、人事院の勧告に基づき、
本年九月一日より国家公務員の給与改定を実施す
ることとしたしましたが、これに伴い、地方団体が
国に準じ地方公務員の給与改定を実施すること
とする場合、これに要する経費の財源について
は、国税三税の予想外の伸び悩みのため、補正予

算案に計上されている地方交付税の増をもつてし
ては、地方税の自然増収及び地方団体に於ける経
費節約の努力を期待しても、なお地方交付税の交
付を受ける団体において百五十億円の地方財源が
不足する見通しであります。そこで昭和三十九年
度限りの特別措置として、別途提案いたしました
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正
する法律案に基づいて、同特別会計において百五
十億円の借入金をするにとし、これを本年度分の
地方交付税の総額に加算することによって、地
方公務員の給与改定に必要な財源を付与すること
としたのであります。これがために、本
年度分の地方交付税の総額及び交付税の種類ごと
の総額について特例を設けるとともに、地方公務
員の給与改定等に要する経費を基準財政需要額に
算入するため、本年度分の単位費用の特例を設け
る等の必要が生じてくるのであります。

さらに、交付税及び譲与税配付金特別会計に借
り入れる百五十億円は、昭和四十年年度から五年度
間にわたって各年度分の地方交付税から償還する
こととしたしますので、その償還に伴い、当該各
年度における地方交付税の総額の特例を設けるこ
ととしたのであります。

これらの措置は、昭和三十九年度限りの特別措
置及びこれに伴う臨時の措置でございますので、
地方交付税法の一部改正によらず単独の特別立法
によることとし、ここに本法律案を提出した次第
であります。

次に、この法律案の内容の要旨について御説明
申し上げます。

第一は、本年度限りの特別措置として地方交付
税の総額に百五十億円を加算することに伴い、交
付税の種類ごとの総額を変更することでありま
す。すなわち、現行地方交付税法第六條の二の規
定によりますれば、地方交付税の総額の九四％は
普通交付税とし、六％は特別交付税とされている
のであります。今回の地方交付税の増額措置が
地方公務員の給与改定に伴う財源を地方団体に付
与するために行なわれるものであることにかんが

み、本年度分の地方交付税の総額に加算する百五
十億円は特にその全額を普通交付税とすることと
したのであります。この結果補正予算により増額
されるものを含み、本年度分の地方交付税の総額
は六千六百六十億円、このうち普通交付税は六千
二百六十九億円、特別交付税は三百九十一億円と
なり、本年度当初に比べ普通交付税においては三
百億円、特別交付税においては九億円の増となる
のであります。

第二は、地方公務員の給与改定等に要する経費
を基準財政需要額に算入するため、その積算に用
いる単位費用について本年度限りの特例を設けた
ことであります。この特例単位費用の積算にあ
たっては、本年度における財政上の特別措置の趣
旨をも勘案の上、既定の単位費用算定の基礎と
なっております給与費に本年九月一日から国家
公務員に準じて給与改定を実施した場合の所要経
費及び地方公務員の共済負担金率の改定等に伴う
所要経費を算入するとともに、地方財政計画上、
地方団体に期待される既定経費の節約分を見込む
こととしたのであります。

この結果、基準財政需要額は、すでに決定した
額よりも総額においては四百八十一億円、そのう
ち地方交付税の交付を受ける団体分においては三
百六十一億円の増加となる見込みであります。

第三は、昭和四十年年度から昭和四十四年度ま
での各年度における地方交付税の総額の特例を定め
たことであります。

昭和三十九年度限りの特別措置として本年度分
の地方交付税の総額に加算する百五十億円の借入
金については、その利子の支払いのため必要な金
額は、国が負担することとし、元金相当額のみ昭
和四十年年度から昭和四十四年度までの各年度に償
還するものとしておりますので、これに伴い、当該
各年度に限り、地方交付税の総額は、地方交付税
法第六條第二項の規定によって算定した額から償
還所要相当額を減額した額とすることとしたした
のであります。

以上が昭和三十九年度分の地方交付税の特例等
に関する法律案の提案理由及びその要旨でありま
す。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○森田委員長 以上で提案理由の説明は終わしま
した。

○森田委員長 次に、内閣提出にかかる地方行政
連絡会議法案を議題といたします。

地方行政連絡会議法案
地方行政連絡会議法
(目的)
第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、
国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その
相互間の連絡協同を図ることに伴い、地方にお
ける広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑
な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営
の確保に資することを目的とする。

(組織)
第二条 地方行政連絡会議(以下「連絡会議」とい
う。)は、別表で定めるところにより、都道府県
及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下
「指定都市」という。)をもって組織する。

(任務)
第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するた
め、地方における広域にわたる行政の計画及び
実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(会議)
第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議
(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する
都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から
第十一号までに規定する国の地方行政機関で当
該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又
は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号
に掲げる者をもって構成する。

一 管区行政監察局
二 管区警察局長（警視庁及び北海道警察本部を含む。）

三 財務局

四 地方農政局

五 営林局

六 通商産業局

七 陸運局

八 海運局

九 港湾建設局

十 地方建設局（北海道開発局を含む。）

十一 その他政令で定める国の地方行政機関

十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体（以下公共企業体等という。）の機関

の長又は関係のある地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの

2 会議に、議長及び副議長を置く。

3 議長は、会議において定める都道府県知事をもって充て、副議長は、議長が会議にはかつて指名する者をもって充てるものとする。

4 議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議の結果の尊重）

第五 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するよう努めるものとする。

（資料の提出等の要求等）

第六 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡会議は、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、その求めに応じて、会議において

協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

（意見の申出等）

第七 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができる。

2 会議における協議事項に関係のある大臣は、必要があるときは、当該関係のある所管事務について連絡会議の意見をきくことができる。

（経費の負担）

第八 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

（報告）

第九 連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を自治大臣及び会議における協議事項に関係のある大臣に報告するものとする。

（雑則）

第十 この法律に定めるもののほか、連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附 則

この法律は公布の日から施行する。

別 表

名 称	組 織
北海道地方行政連絡会議	北海道
東北地方行政連絡会議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地方行政連絡会議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び長野県並びに横濱市
東海地方行政連絡会議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市中区
近畿地方行政連絡会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに神戸市、大阪市及び神戸市
中国地方行政連絡会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

四国地方行政連絡会議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡会議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

理 由

地方公共団体が国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資するため、全国九ブロックに地方行政連絡会議を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森田委員長

本法案は前国会からの継続法律案であります。

この際、政府よりまず提案理由の説明を聴取いたします。吉武自治大臣。

○吉武自治大臣 たいだいま議題となりました地方行政連絡会議法案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

〔委員長退席、亀山委員長代理着席〕

今日、社会経済の進展に伴う地域社会の広域化に即応し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様となり、各種の行政が相互に密接に相関連してまいっているのがあります。このような地方行政の動向に対処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的にかつ、円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協調を保ちながらその相互の連絡協調をはかることが緊要と存ぜられるのでありまして、さきに、地方制度調査会におきましても、このような観点から都道府県を越える広域行政について、この種の連絡協議

のための組織を設けるべき旨の答申がなされているのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡会議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に関係のある国の出先機関の長を加えまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の関係出先機関等との間の連絡協議を組織的に行なわせ、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資せしめるといたしたいのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの区域に分け、それぞれの区域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもって連絡会議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとした。この連絡及び協議を行なうための会議は、都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、おおむね数府県の区域を管轄する国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な関係を持つている機関の長で構成するものとしております。

第二に、会議の構成員は、協議のとのった事項については、これを尊重してそれぞれの担任する事務を処理するよう努めるものとした。また、連絡協議の成果を国、地方公共団体の行政に反映させるよういたしております。

第三に、連絡会議と関係行政機関等との関係につきましても、連絡会議は、関係行政機関等に対して必要な協力を求めることができることとするほか、これらの機関からの求めに応じて関係資料を提出しなければならないものとし、また、連絡会議は、必要に応じて関係大臣、公共企業体等の長に対して意見を申し出ることができるものとする。また、関係大臣は、所管事務について連絡会議の意見を聞くことができることとした。

最後に連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他連絡会議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡会議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○龜山委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

○龜山委員長代理 次に、川村継義君外八名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、法令の規定に基づき当該都道府県の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要する経費

二 都道府県立の高等学校の施設の建設事業に要する経費

三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経

費で次の各号に掲げるものについては、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、住民に負担を転嫁してはならない経費として、都道府県については新たに都道府県立の高等学校の職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を追加し、市町村については政令への委任を改めて法定することともに新たに市町村立の小中学校の施設の建設事業費を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○龜山委員長代理 本法律案は前国会よりの継続法律案であります。

この際、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。川村継義君。

○川村議員 私は日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

ここ数年、地方財政の実態は、やや改善されてきているとはいえず、最近の国と地方間の行政や財政の乱れはひどく、国は不十分な財源措置で事業計画を地方に押しつけ、補助金、助成金も単価が低く、当然国でやるべきもので負担を地方に強制しているありさまであります。したがって、それに伴い都道府県と市町村間、または地方公共団体と住民間の財政秩序は、ばく大な税外負担、寄付金等の強制で大きく乱れているのであります。

す。これら地方公共団体間並びにこれらと住民間の財政秩序の適正化をはかり、地方財政のより健全な運営を確保することは、当面の緊急事でありま

す。これが本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨を御説明申し上げます。

第一は、都道府県住民にその負担を転嫁してはならない経費についてであります。昨年度における法改正により、本年四月一日から、都道府県が行なう高等学校の施設の建設に要する経費について、これを市町村に負担させることを禁止し、また、住民にその負担を転嫁してはならないことになりましたが、新たに、現在、過大な税外負担によってまかなわれている都道府県立の高等学校の給与に要する経費及び都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費を追加いたしましたのであります。小中学校では、すでに数年前より禁止対象になっているこの二項目の措置を高等学校にも適用することは税外負担の解消を前進させる上から当然の措置であらうと考えるのであります。

第二は、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費についてであります。市町村の職員の給与に要する経費及び市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費については、政令により住民負担を禁止せられていたところでありましたが、この政令への委任を改め法定し、新たに市町村立の小学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費についても、新たに追加し、税外負担強要の多発現象を解消し、地方財政秩序の健全化をはからんとするものであります。以上が本法案を提出する理由並びにその要旨であります。

慎重御審議の上すみやかに御可決らんことをお願い申し上げます。

○龜山委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時一分散会

昭和三十九年十二月五日印刷

昭和三十九年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局